

第六次富士市総合計画

前期基本計画（案）

第2部 各論

基本目標1 安心できる暮らしを守るまち

～修正案～

基本目標1 安心できる暮らしを守るまち

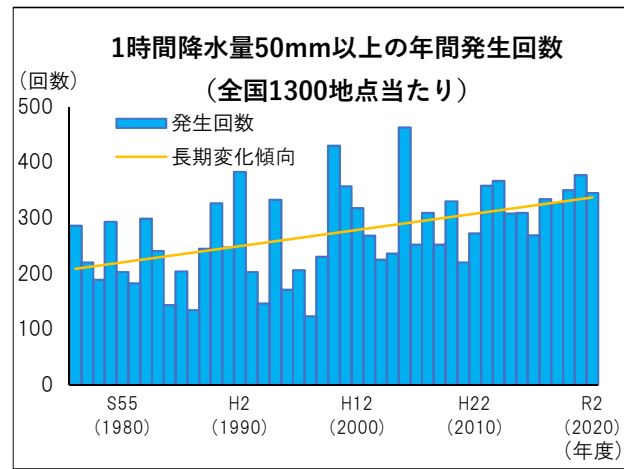
政策分野1 危機管理

■将来のまちの姿

地震や風水害などへの備えが充実した 災害に強いまち

■現状と課題

- 1 南海トラフ地震の発生や津波の襲来が想定される中、高齢化の進行や外国人人口の増加など地域の状況が激しく変化しており、その変化に対応するため共助の取組を強化することが求められています。
- 2 近年、局所的な集中豪雨など大規模自然災害が増加し、甚大な被害が発生する恐れがあることから、河川や水路等の総合的な対策を実施するとともに、市民一人ひとりが、災害リスクを把握した避難行動をとれることが必要です。
- 3 緊急時の避難情報や支援情報を、誰もが確実に入手できるよう、多様な手段や主体による情報提供の充実が求められているとともに、災害発生時及び復旧期における被災者の支援を強化する必要があります。



■基本方針

- 1 地域の自主防災活動における、協働の取組の充実や、震災時の住宅等の安全性を確保するなど、地震対策の強化を図ります。
- 2 豪雨や台風等による災害リスクの周知を推進するとともに、国や県と連携しながら河川や水路の整備、急傾斜地崩壊対策を推進するなど、豪雨等対策の強化を図ります。
- 3 緊急時の情報提供は、誰にとってもわかりやすい情報となるよう努めるとともに、平常時に災害時の要配慮者を把握し、災害発生時に迅速かつ円滑に支援する体制を強化するなど、危機管理体制の強化を図ります。

■成果指標

地震や風水害などへの備えが充実した 災害に強いまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

■施策

1 地震対策の強化



- 自主防災会長や地域防災指導員など防災活動のリーダーとなる人材の育成を図るとともに、事業者や市民団体などとの協働による防災活動を促進するなど、地域防災力の向上を図ります。
- 防災セミナーや防災出前講座、防災啓発動画などにより防災意識の高揚を図ります。
- 木造住宅の耐震化や、危険なブロック塀等の撤去・改善を促進し、震災時の被害軽減を図ります。
- 国や県と連携し、ソフトとハード対策を組み合わせた津波対策や災害に強い港づくりを推進します。

《主な構成事業》

自主防災組織育成事業、防災訓練事業、プロジェクト「TOUKAI-0」事業、田子の浦港津波対策事業

2 豪雨等対策の強化



- 主要河川や水路及び雨水渠等の整備や維持管理を推進するとともに、排水機場や調整池等の雨水流出抑制施設の充実を図ります。
- 水防団に対して資材・装備等の支援を行うなど地域の水防力の向上を図ります。
- 国や県と連携し、急傾斜地崩壊対策など砂防施設の整備を推進します。
- 市民一人ひとりが居住する場所の災害リスクを把握し、避難行動を取れるようハザードマップの活用講座等を実施します。

《主な構成事業》

富士早川改修事業、水防団活動支援事業、河川機能維持事業、急傾斜地整備事業、防災啓発事業

3 危機管理体制の強化



- 国、県、防災関係機関等との連携体制の強化や民間施設等との災害時応援協定締結を推進するなど、災害時の応援及び受援体制の強化を図ります。
- 地震や豪雨、富士山噴火等の緊急時における情報収集と共有を図り、同報無線やテレビ、ラジオ、スマートフォン等の多様なメディアを活用した情報発信体制の整備を進めます。
- 災害時に誰もがトイレで困ることのないよう災害時のトイレ対策の充実を図ります。
- 福祉施設や地域の支援者と協力し、高齢者など災害時に配慮が必要な人への支援体制を強化します。

《主な構成事業》

危機管理体制整備事業、災害時協力機関関係強化事業、防災無線整備事業、防災無線管理事業

■関連計画

国土強靱化富士市計画、地域防災計画、国民保護計画、津波避難行動計画、耐震改修促進計画

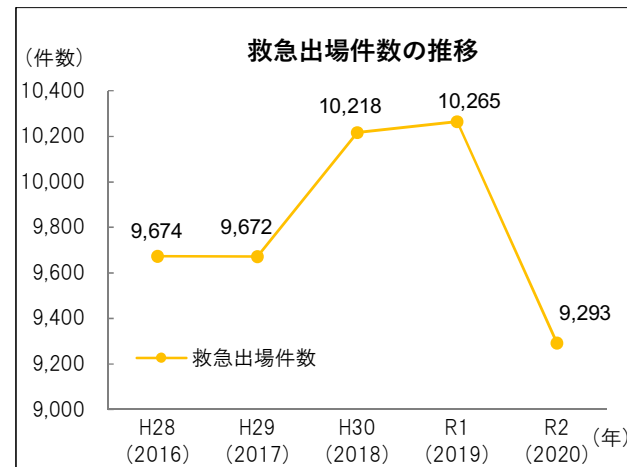
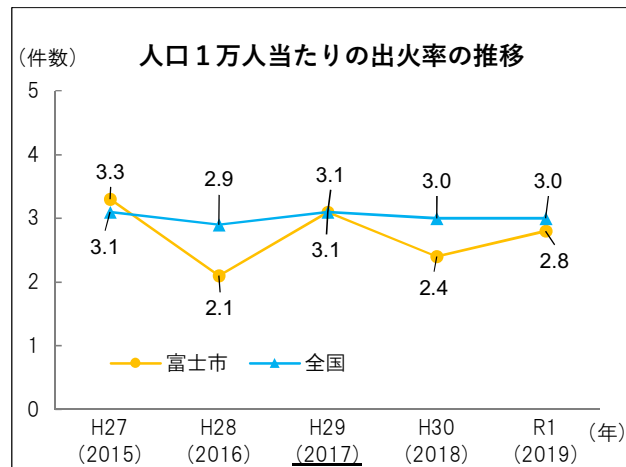
政策分野2 消防・救急・救助

■将来のまちの姿

迅速で的確な消防・救急・救助体制が備わったまち

■現状と課題

- 1 複雑・多様化し、予想することが困難な災害に対する被害を軽減するため、強く迅速な常備消防と地域防災力の中核的役割を担える消防団が求められています。
- 2 市内には、化学工場や製紙工場が多く立地するとともに、高齢化の進行等により社会福祉施設が増加していることから、火災による被害を最小限に抑え、死傷者の減少を図ることが求められています。
- 3 台風や大地震等の自然災害や火災、交通事故、水難事故等に備え、救急・救助活動の高度化や救急現場での救命率の向上が求められています。



■基本方針

- 1 地域特性に応じた消防力の適正配置及び消防設備、地域防災力の中核的役割を担う消防団の支援など、消防体制の強化及び施設等の充実を図ります。
- 2 工場や不特定多数の人が集まる施設や危険物取扱事業所等における防火安全対策指導を進めるなど、火災予防の促進を図ります。
- 3 救急資機材の整備や救急救命士の育成強化、救急現場での市民による応急手当の普及を推進するなど、救急・救助活動の充実・強化を図ります。

■成果指標

迅速で的確な消防・救急・救助体制が備わったまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

■施策

1 消防体制の強化及び施設等の充実



- 地域特性及び消防需要に対応した効率的かつ効果的な消防力の適正配置を推進します。
- 活動拠点である消防施設と老朽化している防火水槽の長寿命化対策を進めます。
- 消防車両及び消防資機材等の整備を推進し、災害活動の高度化を図ります。
- 消防団員が活動しやすい環境を整えると同時に、詰所及び装備等の整備を進めます。

《主な構成事業》

消防庁舎整備事業、地震対策消防水利整備事業、消防車両・資機材管理事業、消防団組織運営事業

2 火災予防の促進



- 工場や不特定多数の人が集まる施設等における火災危険性を考慮し、優先順位に基づく立入検査を実施し、適切な防火管理体制の整備を促進します。
- 危険物取扱事業所等に対する適正な許認可及び指導を実施することにより、法令順守の徹底を図ります。
- 社会福祉事業者や企業等の施設における防火管理体制マニュアルに基づく訓練指導を実施します。

《主な構成事業》

火災予防査察事業、危険物製造所等設置事業、消防訓練指導事業

3 救急・救助活動の充実・強化



- 救急救命士を専門研修所へ派遣し、指導救命士の育成を促進することにより、救急隊員への指導を効果的に行う体制を構築します。
- 救助隊員を消防大学校等へ派遣し、化学災害などの特殊災害へ対応する高度救助隊員の育成を強化します。
- 救命講習を実施するなど、市民による応急手当の普及を推進することにより、救急現場における救命の連鎖の円滑化を図ります。
- 関係医療機関と連携し、救命処置を検証することにより、医療器具を使用した気道確保などの特定行為の技術を向上させ救命率の改善を図ります。
- 水難事故、山岳事故を想定した救助訓練を重ね、検索ルート等の的確な初動体制の確立と情報共有体制の強化を図ります。

《主な構成事業》

救急体制強化事業、救急普及啓発事業、救助技術推進事業、遭難対策事業

■関連計画

富士市国土強靱化地域計画

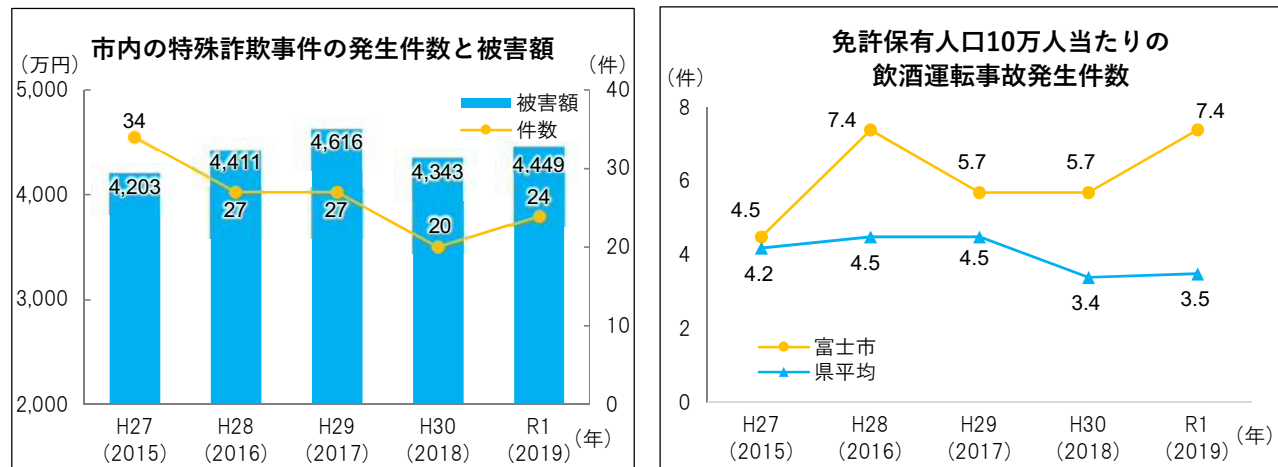
政策分野3 市民安全

■将来のまちの姿

犯罪や交通事故のない 安心して生活できるまち

■現状と課題

- 1 特に犯罪の被害に遭いやすいとされる子どもや女性、高齢者などの防犯意識の高揚を図る必要があるとともに、インターネットの普及により違法薬物を入手しやすい環境があることから、違法薬物の乱用防止に向けた啓発の強化が必要です。
- 2 高齢者や未成年者が事故に遭う危険性が高く、飲酒運転や無免許運転など悪質交通違反も多いことから、交通安全活動を官民一体となって強化していくことが求められています。
- 3 インターネットの普及により消費生活の多様化が進んでいることや高齢者を狙った悪質商法等が後を絶たないことから、子どもや高齢者に対する消費者教育を強化する必要があります。



出典：犯罪白書（富士警察署、富士防犯協会）

出典：交通年鑑（静岡県警察本部）

■基本方針

- 1 市民一人ひとりの日常生活における防犯意識を高め、地域の防犯活動を促進するとともに、薬物に対する正しい知識を普及し規範意識を高めるなど、防犯まちづくりの強化を図ります。
- 2 高齢者や未成年者の交通安全意識を高めるとともに、警察や市民団体等との連携を進めるなど、交通安全対策の推進を図ります。
- 3 消費者相談に的確な対応が出来る体制を整えるとともに、被害に遭わないよう相談・啓発活動を強化するなど、安全・安心な消費生活の確保を図ります。

■成果指標

犯罪や交通事故のない安心して生活できるまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

■施策

1 防犯まちづくりの強化



- ▶ 不審者情報のメール配信や防犯パトロール、防犯講座を通じ、市民や事業者、学校等との協働による安全なまちづくりを推進します。
- ▶ 町内会が保有する防犯灯のLED化を促進し、夜間における安全な通行と犯罪の抑止を図ります。
- ▶ 覚醒剤や大麻等の薬物乱用の危険性について啓発する市民大会や街頭啓発を実施します。

《主な構成事業》

防犯まちづくり事業

2 交通安全対策の推進



- ▶ 交通安全推進団体や警察等と連携し、飲酒運転防止意識の向上など交通事故防止の街頭啓発を実施します。
- ▶ 高齢の運転免許返納者の公共交通の利用を助成するなど、運転免許の自主返納を促進します。
- ▶ 交通安全関係団体や警察・市民等と協働し、交通安全教室や高校生等の自転車マナー街頭指導などの交通安全運動を実施します。

《主な構成事業》

交通安全運動推進事業、交通安全教育推進事業、交通安全団体支援事業

3 安全・安心な消費生活の確保



- ▶ 高齢者を対象とした啓発講座や、中学生を対象とした家庭科連携授業など、ライフステージに応じた消費者教育を実施し、消費者被害への対策を強化します。
- ▶ 家庭や地域などにおける、高齢者や障害のある方の見守り活動を促進します。
- ▶ 消費者教育の担い手を育成し、事業者や消費者団体など多様な主体との協働による消費者教育を推進します。

《主な構成事業》

消費者行政推進事業

■関連計画

第11次富士市交通安全計画、第2次富士市消費者教育推進計画、自転車活用推進計画

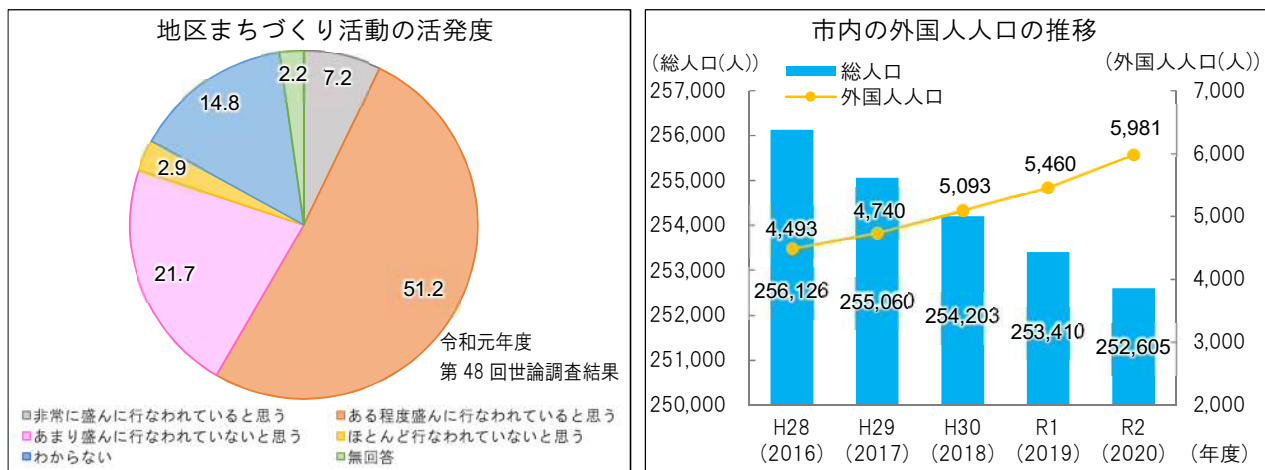
政策分野4 市民活躍

■将来のまちの姿

市民一人ひとりの個性が活かされ活躍できるまち

■現状と課題

- 1 高齢化の進行によりまちづくりの担い手が減少する一方で、地域における福祉、防災、環境などの課題が増加しているため、課題解決の担い手として、地域コミュニティの活性化が必要となっています。
- 2 性別等による固定的な価値観が根強く残っているため、男女それぞれの意識改革を促進するとともに、性別、国籍、年齢などに捉われず、多様性を尊重する社会の実現が求められています。
- 3 在住外国人の定住化や企業における外国人人材の雇用が増えていることから、日本人市民と外国人市民が、地域で暮らす社会の構成員として共に尊重できる多文化共生社会の実現が求められています。

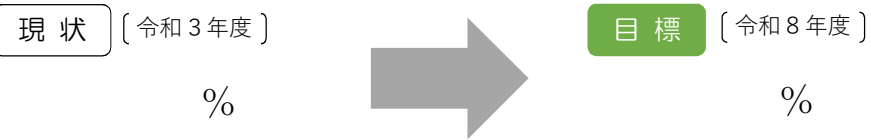


■基本方針

- 1 持続可能な地域コミュニティづくりと活性化を図るとともに、地区住民による主体的な地区運営を支援するなど、地区まちづくり活動の推進を図ります。
- 2 性別に捉われず家庭や社会で活躍できるよう、ワークライフバランスの確保を促進するほか、LGBTなどのセクシュアル・マイノリティや外国人などの多様性を尊重し、男女共同参画の推進を図ります。
- 3 日本人市民と外国人市民が、文化や生活習慣等の違いを超えて、互いを理解し、尊重し、共に地域の生活者として暮らせるよう、多文化共生の推進を図ります。

■成果指標

市民一人ひとりの個性が活かされ活躍できるまちである



■施策

1 地区まちづくり活動の推進



- ▶ 財政支援や情報交換の場の提供などにより、地区の課題解決に取り組むまちづくり協議会の活動を支援します。
- ▶ 地区まちづくり活動の担い手となる人材の育成講座を実施します。
- ▶ まちづくりセンターのリニューアルなど整備を進め、まちづくり活動の拠点の利便性を高めます。

《主な構成事業》

地域自治振興事業、コミュニティづくり推進事業、まちづくりセンター施設整備事業

2 男女共同参画の推進



- ▶ 小中学校において男女共同参画のキャリア教育授業を実施するとともに、事業者を対象としたセミナーやイベントを開催します。
- ▶ 男女共同参画地区推進員の育成及び啓発事業を実施し、生活に身近な地域から男女共同参画を推進します。
- ▶ 事業者や市民団体等と連携して啓発活動やセミナー等を実施します。
- ▶ 市民一人ひとりが互いの人権を尊重できるよう、女性に対する暴力等を根絶するための啓発活動を実施します。
- ▶ 「富士市パートナーシップ宣誓制度^{※1}」の導入に伴い、セクシュアル・マイノリティに関する周知及び理解促進に努めます。

《主な構成事業》

男女共同参画推進事業、男女共同参画普及啓発事業、男女共同参画センター事業、女性の社会参加自立支援事業

3 多文化共生の推進



- ▶ 地域における交流事業、地域活動への参加促進、異文化理解に関する取組などにより、多文化共生への理解を促進します。
- ▶ やさしい日本語の普及啓発や日本語学習支援、日本語ボランティア養成などの取組により、日本人・外国人相互のコミュニケーション能力の向上や、多文化共生を担う人材の発掘・育成を図ります。
- ▶ 外国人市民の生活相談、防災意識の啓発、事業者との連携による労働環境の整備などにより、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

《主な構成事業》

地域国際化事業

■関連計画

富士市まちづくり活動推進計画、第4次富士市男女共同参画プラン、第二次富士市多文化共生推進プラン

※1 パートナーシップ宣誓制度：セクシュアルマイノリティや事実婚の方を対象に、二人がお互いを人生のパートナーとして認めあい、相互に責任を持ち協力しあって共同生活を行うことを約束した関係であることを市に対して宣誓する制度です。